

令和4年9月15日

保護者 様

春日部市立大沼中学校  
校長 金 丸 敦

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について、春日部市教育委員会から通知がありました。

つきましては、下記の内容についてのご理解とご協力をお願いします。

## 記

### 1 陽性となった者の療養期間等について

#### (1) 有症状者について

(現 行) 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から解除可能とします。

(変更後) 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除可能とします。

- ・現に入院している者について、療養期間等は従前のとおりとします。

#### (2) 無症状者について

- ・変更なし。ただし、検体採取日から5日目の抗原検査キットによる検査で、陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能とします。
- ・医療機関に受診した場合には、医師の指示により適切に対応してください。

### 2 療養期間中の行動等について

(1) 療養期間中の児童生徒の登校は、文部科学省の通知において認められていないことから、自宅等において療養に専念するようお願いします。

(2) 上記の療養期間の変更にかかわらず、有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、自身の検温、健康状態の確認、マスクを着用するなどの自主的な感染予防行動を徹底させ、高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクが高い場所の利用や会食等を避けるようお願いします。